

## 【正誤表】

『令和2年版 改正税法のすべて』の本文中に、以下の誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

一般財団法人 大蔵財務協会

頁	列	行	訂正後	訂正前
488	右	13	・・・を減算した金額) をいいます。	・・・を減算した金額) をいいます。 (注) 加算すべき配当等の額は、上記のとおり「配当等の額を受けたことにより生じた収益の額」とされているため、みなし配当の額は加算の対象から除外されています。
492	右	24	・・・額) に加算することとされています。 (注) 加算すべき配当等の額は、上記のとおり「配当等の額を受けたことにより生じた収益の額」とされているため、みなし配当の額は加算の対象から除外されています。	・・・額) に加算することとされています。
776	左	29	2年間の	3年間の
904	左	11	令和4年3月31日	令和3年3月31日
910	左	33	それぞれの資産の帳簿価額	それぞれの資産の価額と帳簿価額
916	左	9	それぞれの資産の帳簿価額	それぞれの資産の価額と帳簿価額
922	左	16	共同で事業を行う場合に該当しない場合において	その通算法人と他の通算法人とが共同で事業を行う場合において
930	右	17	法令131の19④	法令131の8④
939	右	12	純資産の含み益	純資産の含み損
940	左	4	通算子法人株式の帳簿価額	通算子株式の帳簿価額
943	左	20	それぞれの資産の帳簿価額	それぞれの資産の価額と帳簿価額
952	左	32	上記5(2)②参照	上記6(2)②参照
952	左	33	上記5(2)③参照	上記6(2)③参照
952	右	12	上記5(2)	上記6(2)
952	右	14	上記5(2)④	上記6(2)④
952	右	20	上記5(3)②参照	上記6(3)②参照
952	右	24	その株式又は出資	その式又は出資
952	右	37	法法64の12②	法法64の11②
953	左	36	上記5(3)	上記6(3)
953	左	38	上記5(3)④	上記6(3)④
960	左	3	通算親法人又は親法人との間に	通算親法人との間に
960	左	31	その特例決算期間	その特例計算期間
961	右	16	適用を受ける旨、上記ロ(イ)又は(ロ)の期間及び	適用を受ける旨及び
961	右	26	これらの法人	他の内国法人
1126	左	25	上記ロ(イ)(ロ)並びにハ(イ)(ロ)及びハの算式	その通算法人に対する上記ロ(イ)(ロ)及びハの算式